

## 平成 25 年度事業報告

### [はじめに]

平成 25 年（2013 年）4 月から新制度の公益財団法人に移行して 1 年が経過しました。当初の財団法人から 36 年経過し、新たな出発でもあります。

事業内容は、従来取り組んできた活動の基本理念を継続、さらに利用者の関わる福祉、医療、教育分野で時代の変革などに対応し活動を進めてきました。

事業目的は、心身障害児者及び高齢者に対し音楽の指導と援助を行い、音楽を通じて生きる喜び、健康維持、社会生活における充実感の高揚を醸成し、もって社会福祉の増進に寄与することです。

通所訓練施設「みんなの家' 77」は新たにスタートした放課後等デイサービスに移行し、スタート時は利用者減も懸念されましたが、継続者も多く概ね順調な運営に繋がりました。

児童の支援学校、支援学級と家庭の間であるデイサービスとしての在り方、特に車で送迎などについて模索を重ねてきた期間でもありました。

高齢者領域に対しては認知症、その予備軍で 800 万人、高齢者（65 歳以上）の 1 / 3 に迫ることを認識し、当協会の考える音楽療法を更に普及することを目指し、研修など高齢者福祉に貢献できるように新たな気持ちで活動を行ってきました。

### [基本方針]

創業者・赤星建彦の理念である「心身障害児者及び高齢者に音楽で楽しく健康に」そして「生きる喜びを」は当協会の基本をなすもので、具体的にはグループ主体の能動的音楽活動から得られる、心身、認知機能の活性化を目指した活動としています。

### [事業の報告]

#### ①心身障害児者及び高齢者への音楽療法サービス事業

心身障害児者領域では、それぞれの心身の状態、知的機能、生活環境など様々であることから、それぞれセッションを担当するものは研修などに参加することでレベルアップを目指してきた。年間活動記録として提出され（25 年度 5 月末日締め切り）内容もベテラン講師により確認、アドバイスされている。

高齢者領域では年々高齢化、身体虚弱、認知症など重度化が進む現状の中、音楽での良好な反応に施設側の理解は進んでいる。一方、経費節約のため継続を行わない所もあった。

実践施設は平成 25 年度 140 施設。「みんなの家' 77」では土曜日のクラスと別室で月・水・金に卒業生を対象にした 5 つのクラスを実施した（37 人利用）。

## ②心身障害児(者)に対する児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

「みんなの家'77」は平成25年度から厚労省の児童福祉法が改正になりサービス体系も児童自立支援制度での活動、放課後等デイサービスとしての新たな活動となった。

定員10名でスタートしたが、登録児は32名ながら、学校の催事と重なるなど曜日によって利用者の人数にバラつきがあること、風邪などの流行により休みになることもあった。

長期休暇(夏休み、冬休み、春休み)の特別プログラムでは「ドラム、ミュージックベル、人形劇、ミュージカル、パーカッション、ダンス」などを行い好評であった。

行事では、市障害者運動会(9月21日)福祉バザー(11月3日)に参加、クリスマスコンサート(12月21日)、お花見イベント(3月29日)を実施した。

## ③心身障害児者及び高齢者を中心とした音楽会の開催

「第39回みんなの音楽会」は9月29日(日)30日(月)。会場は杉並区・浴風会大ホール(29日)、国立オリンピック記念青少年総合センターカルチャー棟小ホール(30日)にて開催しました。

第31回から会場を提供して頂いている浴風会大ホールが敷地内の病院建設に伴い駐車場の外部使用が制限されていることから、2日目は別会場となった。1日目は13グループ、2日目は9グループの出演であった。2日目は初めての使う会場であったが、舞台は広く講師、職員の協力もあり混乱もなく好評であった。

## ④心身障害児者及び高齢者のための音楽指導者の養成に関すること。

「第28期療育音楽・音楽療法指導者養成研修会」は基礎Ⅰ、Ⅱ、Ⅲが7月23日(火)～28日(日)、8月24日、25日、9月29日の各3日間、会場・新宿、協会研修スタジオ、愛全園、みんなの家'77、ほかで開催された。受講者はフリーの音楽家、地方施設職員など10名であった。専門コースには3名が進んだ。

## ⑤歌唱や楽器を使って演奏することによる人体に及ぼす影響についての調査研究に関すること。

本年度も継続研究事業となっている埼玉県小児医療センターでの「新生児難聴児の音楽療法の効果について」、目白大学耳鼻咽喉科クリニックでの「小児の音と聞こえの教室」で毎月定期的実施、臨床を重ね、機会があれば事例を発表、報告している。高齢者領域では東京都の健康長寿医療センター(板橋)の認知症専門医の協力で毎週セッションを実施、効果測定を積み重ねている。

## ⑥そのほか目的を達成するために必要な事業。